

学籍異動に関する手続きについて

次の学籍異動を希望する者は、事前に教務係から所定の様式を受け取り、**3月16日(月)正午**までに事務室(教務係)へ提出してください。

なお、手続きが遅れた場合は、4月以降の授業料納付義務が生じますので、期限を厳守してください。

- ① **令和2年(2020年)3月末で退学を希望する者**
- ② **令和2年(2020年)4月から休学を希望する者**

令和2年3月10日

国際文化研究科長